

一般財団法人新潟県バスケットボール協会基本規程

第1章 総 則

第1条 [趣旨]

本規程は、一般財団法人新潟県バスケットボール協会（以下、「本協会」という）の定款第52条の規定に基づき、本協会の組織及び運営に関する基本原則を定める。

第2章 組 織

第1節 総 則

第2条 [趣旨]

本章の規定は、本協会の組織を構成する機関及びその運営に関する事項について定める。

第2節 評議員

第3条 [評議員の選任] 評議員は、加盟団体及び傘下団体等（以下、「加盟団体等」という。）の推薦による者のほか、学識経験者から選任する。

(2) 前項に定める加盟団体等は別表 A の通りとし、加盟団体等の選出評議員の数は 20 名以内とする。また、学識経験者の選出議員の数は 8 名以内とする。

(3) 評議員は、本協会の役員を兼ねることはできない。

第4条 [評議員の職務]

評議員は、評議員会を組織し、定款に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認められる事項について助言する。

第5条 [評議員の定年制]

評議員は、就任時において、その年齢が75歳未満でなければならない。なお、評議員が任期の途中において75歳の満年齢を迎えた場合は、その評議員は任期が満了するまで在任することとする。

第6条 [評議員の解任]

評議員が次の一に該当するときは、評議員選定委員会の議決により解任することができる。ただし、この場合、評議員選定委員会で議決する前に、その評議員に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。
- ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第3節 評議員会

第7条〔評議員会の招集〕

評議員会の招集は、会長が評議員に対し、付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催の日の7日前までに書面又は電磁式方法をもって通知しなければならない。

(2) 前項の規定にかかわらず、評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(3) 第2項の規定にかかわらず、評議員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

第8条〔評議員会の定足数等〕

評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

第9条〔評議員の議決権〕

各評議員は、評議員会における一議決権を有する。

(2) 出席評議員が議決権を行使することができる、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

第10条〔評議員会への役員等の出席〕

役員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第4節 役員

第11条〔役員を選任〕

理事は、学識経験者から選任する。

(2) 監事は、学識経験者から選任する。

第12条〔役員の任期及び定年制〕

会長、副会長の任期は、同一職3期6年間までとする。

(2) 役員は、就任時に満75歳を超えないものとする。

第13条〔役員の報酬〕

当法人は、役員にその職執行の対価として報酬を支給することができる。

(2) 役員に支給する報酬金額及び支給日、支給方法(以下「報酬金額等」という。)は、代表理事及び業務執行理事で構成する業務執行理事会で協議の上、会長が決定する。

(3) 本協会を主たる勤務場所としない非常勤役員は、報酬を支給しない。

第5節 理事会

第14条〔理事会の開催〕

理事会は、原則として3ヵ月に1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求された場合はその請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

第15条〔理事会の招集・議長〕

理事会の議長は、会長又は会長があらかじめ指定した副会長がこれに当たる。

(2) 会長が欠けた場合又は会長に事故がある場合は、副会長が理事会を招集する。

(3) 副会長が前項の会長と同様の事態となった場合には、専務理事が理事会を招集する。

第16条〔理事会の定足数等〕

理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

(2) 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(3) 各専門委員会の委員長は、理事会に出席してその所管事項に関して報告及び求めに応じて意見陳述をすることができる。

第17条〔理事の議決権〕

各理事は、理事会における一議決権を有する。

(2) 出席理事のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

第6節 専門委員会

第18条〔専門委員会の設置〕

理事会の決議を得て、次の各号の専門委員会を置くことができる。

- ① 基盤強化 DX 戦略委員会
- ② コンプライアンス推進委員会
- ③ 裁定委員会
- ④ 規律委員会
- ⑤ 普及渉外委員会
- ⑥ 競技委員会
- ⑦ 指導者養成委員会
- ⑧ 審判委員会
- ⑨ 国スポ対策委員会
- ⑩ ユース育成委員会
- ⑪ スポーツ医科学委員会
- ⑫ 3X3 委員会
- ⑬ 記録委員会
- ⑭ TO 委員会

⑮ U18 部会

⑯ U15 部会

⑰ U12 部会

⑱ 学生部会

⑲ 障がい者部会

(2) 前項に定めるもののほか、必要に応じ、特定テーマを担当する時限の委員会として特別委員会を設置することができる。

(3) 裁定・規律委員会については、理事会の決議によって「裁定規程」並びに「規律規程」を別に定める。

第19条〔専門委員会の組織及び委員〕

各専門委員会は、委員長、副委員長3名以内及び委員若干名をもってこれを組織する。

(2) 各専門委員会の委員長、副委員長及び委員は、加盟団体及び傘下団体の役員等のほか、本協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、理事会の議決を得て会長が委嘱する。

(3) 特に専門的知識又は経験を要する実務を行わせるため、特別委員を置くことができる。特別委員は、年齢を問わず委員長が推挙する者のうちから会長が委嘱する。

(4) 特別委員は、委員長の求めに応じ、必要のあるときに、事業活動に参加し、あるいは委員会に出席するものとする。

第20条〔専門委員の任期〕

各専門委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(2) 委員長、副委員長及び委員が補欠又は増員により選定された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(3) 委員長、副委員長及び委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(4) 委員長は原則として、特別委員会の委員長・副委員長を除き、他の委員会の委員長・副委員長を兼務することができない。

第21条〔専門委員会の招集・議長〕

各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。

(2) 各専門委員会の招集は、各委員に対し開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこの限りではない。

(3) 会長、副会長、専務理事、副専務理事及び事務局長は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第22条〔専門委員会の所管事項〕

各専門委員会の所管事項は、別表 B のとおりとする。

(2) 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。

(3) 2つ以上の専門委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を 開催し、又は委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。

第23条〔専門委員会の委員長の権限〕

各専門委員会の委員長は、次の号の権限を有する。

- ① 委員を選定すること。
 - ② 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること。
- (2) 各専門委員会の委員長は、前項3号の決定を行った場合には、次の委員会に おいてこれを報告しなければならない。

第24条〔専門委員会と事務局の連携〕

各専門委員会は、事業に実施に関しては予め本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

第25条〔専門委員会の細則の制定〕

各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定する ことができる。また、特別委員会の運営についての細則は、理事会において定め る。

第7節 事務局

第26条〔総則〕

本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

第27条〔事務局に関する規程〕

- (1) 事務局の組織、運営及び財務・事務処理に関する事項等は、会長が別途定める。
- (2) 事務局の所管事項は別表 C のとおりとする。

別表 C

事務局の所管事項

- (1) 関係諸団体との連絡調整
- (2) 本協会の公印及び備品の管理
- (3) 所属団体との連絡調整
- (4) 器具、備品、消耗品の購入、印刷物の発注及び管理
- (5) 個人情報の収集、名簿作成・整備・管理
- (6) 文書の受発信、保管、管理
- (7) 資産台帳、負債台帳及び正味資産を示す書類の管理
- (8) IT(HP)に関する事項
- (9) 毎年度予算案及び決算案の作成

- (10) 資産運用に関する検討
- (11) 年間の収支予算の執行管理
- (12) 補助金、助成金、寄付金、賛助金に関する事
- (13) 公認会計士との連絡調整
- (14) 金融機関との連絡調整
- (15) 各会議及び各大会開催時、他事業に対する役員旅費、謝金などの執行管理
- (16) 評議員会、理事会運営
- (17) 功労者関係、表彰関係、慶弔関係に関する事
- (18) その他財務、税務及び経理の重要事項に関する事
- (19) 報道機関との連絡調整
- (20) 本協会ロゴ、マーク等商標登録の管理と運用

第8節 顧問及び参与

第28条〔顧問及び参与の選任〕

顧問及び参与は、本協会に功労のあった者及び本県バスケットボールの普及発展に寄与した者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第3章 補則等

第29条〔改正〕

本規定の改正は理事会の議決を得て、これを行う。

第30条〔細則〕 本規程に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

また、次の事項に関する事については、公益財団法人日本バスケットボール協会の基本規程を準用する。

- ① 定款、基本規程、諸規程の遵守義務に関する事
- ② 加盟団体、加盟チーム等所属団体に関する事
- ③ 選手の義務及び禁止事項等並びに登録に関する事
- ④ 競技会に関する事
- ⑤ 懲罰に関する事
- ⑥ ドーピングの禁止に関する事

第31条〔施行〕

本規程は、平成27年3月21日から施行する。

平成29年3月20日 一部改正

平成29年6月11日 一部改正(第13条)

平成30年3月21日 一部改正（第3条、第18条）

平成31年3月17日 一部改正（第18条）

令和元年9月29日 一部改正（第11条）

令和3年6月13日 一部改正（第11条、第18条）

令和4年3月19日 一部改正（第13条）

別表 A 加盟団体等

新潟市バスケットボール協会

長岡市バスケットボール協会

上越市バスケットボール協会

三条バスケットボール協会

柏崎バスケットボール協会

新発田市バスケットボール協会

小千谷市バスケットボール協会

十日町市バスケットボール協会

燕市バスケットボール協会

糸魚川市バスケットボール協会

妙高市バスケットボール協会

五泉市バスケットボール協会

佐渡バスケットボール協会

魚沼市バスケットボール協会

南魚沼市バスケットボール協会

阿賀野市バスケットボール協会

新潟県社会人バスケットボール連盟

新潟県高等学校体育連盟

新潟県中学校体育連盟

附則

この内規は、平成27年3月21日から施行する。

平成30年3月21日 一部改定

平成30年6月10日 一部改定

別表 A 村上市バスケットボール協会(脱退)

平成30年9月23日 一部改定

別表 A 阿賀野市バスケットボール協会(加盟)

令和元年6月23日 一部改定

別表A 新潟県ミニバスケットボール連盟(廃止)

別表B

専門委員会の所管事項

1 基盤強化(DX 戦略)委員会

- (1) バスケットボール環境の変化に対応し、社会のニーズをもとに競技環境、登録者のメリット及び協会の運営構造変革する。
- (2) ICT ツールの導入などデータとデジタル技術を活用して登録者やバスケットボールファミリー拡大を図るために情報発信をする。
- (3) 定款・基本規程の業務推進及び、制定又は改廃。
- (4) 各種規程・規律の草案。
- (5) 関係企業との連絡、交渉。
- (6) その他専門委員会に属さない事項の調整。

2 コンプライアンス推進委員会

- (1) 「スポハラ撲滅」に向けて、クリーンバスケット・クリーンザゲームのメッセージを発信する。
- (2) コンプライアンスに関わる研修会の企画運営。
- (3) 規律・制定案件を未然に防ぐための指針決定及び啓発活動をおこなう。
- (4) ハラスメントに関する相談および苦情処理の相談窓口。
- (5) ハラスメント等通報窓口の管理と運用。

3 裁定委員会

- (1) 競技及び競技会に関連する違反行為を除く違反行為について調査、審議及び懲罰の決定。
- (2) 原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞く。ただし、当事者の同意がある場合又は対象者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。
- (3) 決定した懲罰を当事者に書面にして通知する。

4 規律委員会

- (1) 競技及び競技会に関連する違反行為に対する懲罰について調査、審議及び懲罰の決定。
- (2) 原則として当事者に対する事情・意見の聴取。
- (3) 決定した懲罰を当事者に書面にして通知する。

5 普及渉外委員会

- (1) キッズ普及に関する事業の企画・立案・運営。
- (2) 収益事業の企画・立案。
- (3) 広告・宣言に関する企画・立案。
- (4) 新規事業企画立案(新規大会事業を含む)。
- (5) 登録選手の肖像権や、大会映像の管理と運営と運用。
- (6) イベント企画・立案。
- (7) ローカル局を含めたメディアとの調整、制作補助。

6 競技会委員会

- (1) チーム登録及び競技者登録に関すること。
- (2) 本協会が主管する競技会の企画、調整及び運営に関すること。
- (3) 県内における全ての競技会の管理に関すること。
- (4) ブロック大会及び県内競技会日程調整に関すること。
- (5) 移籍に関すること。

7 指導者養成委員会

- (1) JBA 認定コーチ養成講習会の計画・実施に関する事項。
- (2) JBA 公認キッズサポーター養成講習会の計画・実施に関する事項。
- (3) 上記養成講習会カリキュラムの作成・改正に関する事項。
- (4) 普及・ユース育成・国スポ対策・医科学の各委員との連携協力の推進。
- (5) JBA 公認コーチライセンスシステムに関する事項。
- (6) JBA 公認キッズサポートリーダー及びキッズサポートリーダーの派遣に関する事項。
- (7) その他指導者養成全般に関する事項。

8 審判委員会

- (1) 本協会主催競技会及び所属団体の競技会における審判派遣。
- (2) 審判員の養成と強化。
- (3) インストラクター養成。
- (4) 講習会の開催及び講師派遣。
- (5) 審判員の県外派遣に関する事項。
- (6) 講習会、審査会開催及び資料作成並びに報告。
- (7) 変更規則の伝達。
- (8) 審判員登録に関する事項。
- (9) その他、競技規則全般に関する事項。
- (10) 公認審判員認定審査に関する事項。

9 国スポ対策委員会

- (1) 国民スポーツ大会新潟県チーム(成年男女、少年男女)のスタッフ選考。
- (2) 国民スポーツ大会新潟県チーム(成年男女、少年男女)の選手選考。
- (3) 国民スポーツ大会新潟県チームの試合並びに練習計画の立案及び実施。
- (4) 県スポーツ協会との連携。

10 ユース育成委員会

- (1) 各年代の選手の発掘・育成に関すること。
- (2) JBA育成事業の県内における実施運営に関すること。(各年代の所属団体との連携・調整等、事業の企画・立案、実施運営など)

- (3) その他、選手育成に関すること。
- (4) 県スポーツ協会とのジュニア育成事業の連携。

11 スポーツ医科学委員会

- (1) 本協会の主催競技会及び各種事業における医師トレーナー等の派遣。
- (2) アンチドーピングに関すること。
- (3) その他医科学全般に関すること。
- (4) バスケ手帳に関すること。

12 3X3委員会

- (1) 3X3 新潟県バスケットボール選手権大会の開催。
- (2) 県内の3X3 競技者登録数の拡大。
- (3) 県内各地域での3X3 大会やイベントの普及活動。

13 記録委員会

- (1) 本協会の主催事業の記録に関すること。
- (2) 年報その他の発刊物の発行に関すること。
- (3) 本協会主催のスタッツデータ・スコアシートの管理。

14 TO 委員会

- (1) 県内各大会における TO 指導及び支援。
- (2) JBA との連携、JBA TO マニュアルの普及。
- (3) 県内開催のトップリーグ及び全国大会、ブロック大会等への TO 派遣及び支援。
- (4) その他の TO に関すること。

15 U18 カテゴリー部会

- (1) U18 年代クラブチーム・ユースチームの把握・連携に関すること。
- (2) 県内における U18 年代の競技会に関すること。
- (3) 県高体連との連携に関すること。

16 U15 カテゴリー部会

- (1) U15 年代クラブチーム・ユースチームの把握・連携に関すること。
- (2) 県内における U15 年代の競技会に関すること。

17 U12 カテゴリー部会

- (1) U12 年代のカテゴリー(U10 以下の低年齢層を含む)におけるバスケットボールの普及に関すること。
- (2) ユース育成方針にそった U12 年代における競技会に関すること。
- (3) U12 年代カテゴリーの指導者・保護者等に対する指導、モラルマナーに関する啓発活動。

18 学生部会

- (1) 学生部(大学・短大・専門学校)の運営に関すること。
- (2) 県内の学生競技会に関すること。

19 障がい者部会

- (1) 障がい者バスケットボール競技(車いすバスケットボール、知的障がい者(FID))に関すること。
- (2) 関係競技団体との協力・調整に関すること。
- (3) その他の障がい者バスケットボールに関すること。

附則

この内規は、平成27年3月21日から施行する。

平成30年3月21日 一部改定

平成31年3月17日 一部改定

令和3年6月13日 一部改定

令和7年6月29日 一部改定